

| | | | | |
|------|-----------------------------|-------------------------|--------------|--------------------------|
| 協定区域 | 西区井吹台西町6丁目の一部 (裏面 区域図参照) | | 認可・更新 年月日 | 認可 2017年3月9日 |
| | 面積 | 6,831.09 m ² | | 変更 2018年2月7日 |
| 用途地域 | 第1種低層住居専用地域 | | 有効期間 | 2018年2月7日～2028年2月6日(10年) |

協定内容の概要

- (1) 建築物の用途は1戸建て専用住宅に限る。ただし、次の建築物については建築可能とする。
- ア. 親子等が居住する2世帯住宅(玄関の数は問わない。)
- イ. 第一種低層住居専用地域内に建築できる兼用住宅のうち、建築基準法施行令第130条の3第1号、第3号、第6号又は第7号の用途を兼ねるもので、本協定第1条に定める目的を損なうおそれのない兼用住宅で、本協定第12条に規定する協定運営委員会(以下「委員会」という。)により認められたもの。ただし、該当する兼用住宅であっても、近隣に迷惑をかけないように駐輪場又は駐車場の確保と防音対策を講じたものでなければならない。
- ウ. 該当45区画を新築販売するための仮設販売事務所
- (2) 建築物の階数は2以下とする。
- (3) 建築物の敷地の区画は150 m²を最低敷地面積とする。
- (4) 建築物及び植栽並びに垣・柵等の工作物は、良好な状態に保つよう努めなければならない。
- (5) 建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲と調和するよう努めなければならない。
- (6) 西及び北側幹線道路境界線(井吹環状線・井吹中央線)と東側道路境界線(井吹台西町98号線)から1mの範囲内は、緑化エリアとし、積極的に樹木の植栽・保守・管理に努め、塀・門柱等を築造してはならない。但し、安全上必要と思われるフェンス等について、委員会により認められたものは、この限りではない。
- (7) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界(ゴミステーションとの境界を除く)までの距離は1m以上とする。ただし、この距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次に掲げる事項に該当するときは、この限りでない。
- ア. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるとき。
- イ. 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、床面積の合計が5 m²以内であるとき。
- (8) 広告、営業用の看板及び掲示板その他これらに類するものを設置してはならない。ただし、(1)のイに該当する住宅と兼用する用途に適合するもので、委員会により認められた必要最小限のもの、及び(1)のウに付随するものについてはこの限りでない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

177

プラネーション西神南



位置図

